



投票日時▶4月7日(日)午前7時～午後8時(河辺・雄和地域は午後7時まで)

問い合わせ

秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(866)2260

秋田市長選挙・県知事選挙

秋田市長選挙告示日▶3月31日(日)

投票できるかた…平成5年4月8日以前に生まれ、平成24年12月30日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(25年3月9日以降に市内で転居したかたは、転居前の住所地で投票)

■立候補予定者説明会…3月7日(木)午後3時～、市役所分館4階大会議室で。直接会場へ。

秋田県知事選挙告示日▶3月21日(木)

秋田市で投票できるかた…平成5年4月8日以前に生まれ、平成24年12月20日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(25年3月9日以降に市内で転居したかたは、転居前の住所地で投票)

*平成24年12月21日以降に県内の他の市町村から秋田市に転入したかたは、前に住んでいた市町村で投票します。投票する際は、引き続き県内に住所があることを明らかにする「証明書」が必要です。各市町村の住民票担当窓口でお求めください。

期日前投票

投票期間が各選挙で異なります…3月22日(金)～31日(日)は県知事選のみ、市役所分館4階(午前8時30分～午後8時)で投票できます。4月1日(月)～6日(土)は、県知事選、市長選とも市内9か所で投票できます。投票所・時間は、投票所入場券(後日発送)に記載しています

不在者投票

仕事の都合などで他の市町村に滞在しているかた…秋田市の選挙管理委員会(選管)に投票用紙を請求して、滞在先の選管で不在者投票をすることができます。請求用紙「宣誓書」は、各市町村の選管にもありますので、必要事項を書いて、秋田市選管へお送りください

郵便などによる不在者投票…身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障がいがあるかた、もしくは介護保険の「要介護5」のかたが対象です。自宅で投票用紙に記入(※)して、郵送で不在者投票ができます。事前に届け出が必要です。希望されるかたはお早めに秋田市選管へご連絡ください

※ご自分で記入することが原則ですが、要件により代理人が記入することもできます。詳しくはお問い合わせください。

岩手県野田村からの災害廃棄物の処理状況

測定結果は、すべて問題のないレベルでした

市の総合環境センターで受け入れている、岩手県野田村の災害廃棄物に関する放射性物質の測定結果をお知らせします。データの詳細は、市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/cp/saigaihaikibutu.htm>

問い合わせ 災害廃棄物の受け入れなどは環境都市推進課 ☎(863)6632
災害廃棄物の処理などは総合環境センター ☎(839)4816

■調査対象 搬入期間▶1月9日～31日 搬入量▶計948.62ト

■測定結果(表下の▶は安全の基準・目安)

(1)岩手県野田村での測定

放射能濃度

測定項目	測定値(ベクレル/kg)	測定頻度(採取日)
災害廃棄物	不検出	月1回(1月10日)

▶秋田県ガイドラインにより100ベクレル/kgを超えないこと

遮へい線量率

測定項目	測定値(マイクロシベルト/時)	測定頻度
災害廃棄物	0.000～0.002	搬出日ごとに1回

▶秋田県ガイドラインにより0.01マイクロシベルト/時を超えないこと

空間放射線量率

測定項目	測定値(マイクロシベルト/時)	測定頻度
運搬車両(搬出時)	0.05～0.07	車両ごとに1回

▶秋田県における通常時の空間放射線量率は、0.03～0.09マイクロシベルト/時



(2)総合環境センターでの測定

空間放射線量率

測定項目	測定値(マイクロシベルト/時)	測定頻度
敷地境界4か所	0.02～0.03	週1回
周辺地域12か所	0.02～0.05	月2回
運搬車両(搬入時)	0.04～0.07	1日1台以上

▶秋田県における通常時の空間放射線量率は0.03～0.09マイクロシベルト/時

放射能濃度(簡易測定※)

測定項目	測定値(ベクレル/kg)	測定頻度
飛灰(埋立灰)	不検出～35	1日1回
スラグ、メタル	不検出	(日曜を除く)

※測定結果の安全を即日把握するための検査(検出下限25ベクレル/kg)。

▶飛灰の埋立基準は8,000ベクレル/kg以下

▶スラグ、メタルは100ベクレル/kg以下

放射能濃度(精密測定)

測定項目	測定値(ベクレル/kg・㉮)	測定頻度(採取日)
飛灰(埋立灰)	25	月1回(1月16日)
スラグ、メタル	不検出	
末端放流水	不検出	
周縁地下水	不検出	
岩見川底質・河川水 …上流・放流口(底質)・下流	不検出	

▶放流水、周縁地下水の安全の目安(濃度:ベクレル/㉮)は、セシウム134の濃度/60+セシウム137の濃度/90<1

測定項目	測定値(ベクレル/㉮(N))	測定頻度(採取日)
排ガス(1、2号炉)	不検出	月1回(1月16日)

自己負担分(1～3割)が 助成される福祉医療費 申請を忘れずに



下表に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付されます。診療の際に受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分(1～3割)が助成されます。申請方法など詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

申請
窓口

障がい福祉課(福祉棟1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター

平日の8:30～17:15(アルヴェは9:00から)

対象者	該当要件
乳幼児 0歳～小学校就学前のお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	0歳 全員に入院・通院医療費を助成 1歳 (所得を確認させていただきます)
	2歳 入院…全員に助成します 以上 通院…所得制限があります(右表②) ★1歳以上で市区町村民税所得割が課税されている世帯のかたには、自己負担分の半額を支払っていただきます。なお、医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1,000円が上限です。
・ひとり親家庭 ・父母がいない家庭 ・父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭	18歳までのお子さん (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) * お子さんが就職などで社会保険本人(*)になると該当しません。 * 所得制限があります。 ※社会保険本人…秋田市国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の3つ以外の健康保険の被保険者
重度心身障がい児(者)	身体障害者手帳1～3級か療育手帳Aをお持ちのかた * 社会保険本人(上欄*)は所得制限があります。
高齢身体障がい者	65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた * 社会保険本人(上欄*)は該当しません。 * 所得制限があります。

問い合わせ

障がい福祉課福祉医療担当
 ☎(866)2093 ファクス(863)6362
<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/>

乳幼児(2歳以上)の通院助成の所得制限

平成24年度総所得額(※)から各種控除額(表①)を控除した額が表②の所得制限基準額を超える場合は助成制度に該当しません。また、父母の所得は合算せず、各所得額で判断し、いずれかが超えると該当しません。

※平成24年度総所得額

- サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた▶市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額
- 上記以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた▶市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている税額計算明細書の「総所得①+②」欄の額

①各種控除額

種類	控除額
雑損控除、医療費控除 小規模企業共済等掛金控除	市・県民税の控除額と同額
社会保険料控除	80,000円
障害者控除(普通)	1人につき270,000円
障害者控除(特別)	1人につき400,000円
寡婦(夫)控除	270,000円
寡婦控除(特別)	350,000円
勤労学生控除	270,000円

②所得制限基準額

扶養人数	所得制限基準額
0人	267万2,000円
1人	305万2,000円
2人	343万2,000円
3人	381万2,000円

扶養人数が1人増すごとに、所得制限基準額に38万円が加算されます。また、下表の控除も加算できます。

種類	加算額
配偶者控除(70歳以上)	1人につき100,000円
扶養控除(70歳以上)	1人につき100,000円
扶養控除(普通:16歳～18歳)	1人につき150,000円
扶養控除(特定:19歳～22歳)	1人につき150,000円



子どもの

福祉医療制度を 今年8月から拡充

問い合わせ

障がい福祉課福祉医療担当
 ☎(826)7070(申請専用)
 ファクス(826)7071(※)

市では今年8月1日から子どもが対象の福祉医療制度を拡充する予定です。右記のかたに2月1日付けで申請書をお送りしましたので、忘れずに申請(※)をお願いいたします。※申請書と健康保険証の写しを郵送してください。

内容

- ①乳幼児の所得制限基準額を緩和
- ②小学生まで対象範囲を拡大(所得制限あり)

* 所得制限基準額など詳しくは、広報あきた1月18日号をご覧ください。障がい福祉課へお問い合わせください。

申請書送付対象

- ①今年1月1日現在で、所得制限基準額超過などにより福祉医療費の受給者になっていない乳幼児がいる家庭
- ②今年8月1日時点で、小学生がいる家庭(今年1月1日現在、福祉医療費の受給者となっている乳幼児などがある家庭を除く)

* 1月2日以降に福祉医療費の受給対象外となった乳幼児などがある家庭には、6月中旬に平成25年度福祉医療費新規申請書を送付する予定です。また、生活保護受給者は福祉医療費の受給対象外のため申請書は送付しません。